

平成28年5月1日
水 道 局

積算基準を臨時改定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。
積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定して
います。

このたび、下記の積算基準を臨時改定し、平成28年5月1日から適用しま
した。

- 1 配水管工事積算基準（開削編）
- 2 配水管工事積算基準（小管編）
- 3 水道用機械・電気設備工事積算基準

1から3までの積算基準は、次の場所で閲覧できます。

○都庁第一本庁舎3階 都民情報ルーム

【問合せ先】

1、2について

水道局建設部技術管理課技術管理担当

直通 (03) 5320-6352

3について

水道局建設部技術管理課設備技術管理担当

直通 (03) 5320-6356